

大規模小売店舗の新設に関する届出

仙北市告示第10号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）で第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成21年5月1日

仙北市長 石 黒 直 次

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

よねや商事株式会社 代表取締役社長 佐々木隆一
秋田県横手市鍛冶町4番2号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマーケットよねや角館店
秋田県仙北市角館町小勝田中川原111番の1 ほか13筆

(3) 小売業を行う者の名称及び住所

よねや商事株式会社 代表取締役社長 佐々木隆一
秋田県横手市鍛冶町4番2号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年12月23日

(5) 店舗面積の合計

1,659.87㎡

(6) 駐車場の収容台数

76台

(7) 駐輪場の収容台数

48台

(8) 荷さばき施設の面積

329.214㎡

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

19.858 m³

(10) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(12) 駐車場の自動車の出入り口の数

2箇所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後6時まで

2 届出年月日

平成21年4月22日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市産業観光部商工課

(2) 縦覧期間

平成21年5月1日から平成21年9月1日

4 意見書の提出先

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市産業観光部商工課

5 意見書に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由